

平成26年7月から・さんろく街周辺で

客引き・スカウト(勧誘)行為は禁止!!

客待ちも禁止!

～「旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例」・平成26年7月1日施行～

「さんろく街」を中心に、市民や観光客など皆さんが安心して生活・通行できるよう、公共の場所での客引き・スカウトなどを規制します。

【禁止となるのは・・・】



【対象区域は・・・】

2～4条通の6～8丁目

【罰則は・・・】

- ▼客引き、勧誘を行うと50万円以下の罰金又は拘留若しくは料
 - ▼常習者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ▼金品を渡すなどして、他人に客引き、勧誘をさせた者は、100万円以下の罰金(常習者は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)
 - ▼従業員に客引きをさせた法人なども罰金
- ※客待ちは、罰則なし

